平成29年告示第25号

景観法（平成16年法律第110号）第98条第3項の規定により基づき、次のとおり景観行政事務の処理を開始することを告示する。

平成29年12月25日

高森町長　　熊谷　元寿

長野県下伊那郡高森町之印

1．景観行政事務の処理を開始する日　　平成30年2月1日